



平成29年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 第一化成株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中野 淳文  
コ ー ド 番 号 4 2 3 5 ( J A S D A Q )  
問 合 せ 先 取締役法務・コンプライアンス室長  
高山 裕史  
電 話 番 号 0 4 2 - 6 4 4 - 6 5 1 6

## 決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成29年 6 月 22 日開催予定の当社第52回定時株主総会で定款一部変更（事業年度変更に関するもの）にかかる議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、今後更なる海外事業の成長を続けていくうえで、海外連結子会社と決算期を統一することにより、事業運営のグローバル化とそれに伴う経営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更することとし、これに伴う所要の変更を行うものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3 月 31 日
変 更 後	毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第53期事業年度は、平成29年 4 月 1 日から平成29年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定であります。

#### 3. 今後の見通し

当社第53期事業年度(平成29年 4 月 1 日から平成29年 12 月 31 日)の業績予想および配当予想につきましては、平成29年 5 月 12 日発表の当社平成29年 3 月期決算短信をご参照ください。

4. 定款一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 第41条(事業年度)の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>2 第43条(中間配当)の規定にかかわらず、当社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>3 前二項および本項は、平成29年12月31日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会	平成29年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年6月22日(予定)

以 上